

## 八幡神社社務所で「会」主催の勉強会に60名の方が参加！ 「スーパー堤防」計画に、参加者の不満・疑問が次々と・・・



スーパー堤防勉強会の会場（八幡神社）

8月6日(日)の午後、北小岩8丁目の八幡神社社務所で「会」主催のスーパー堤防問題の勉強会が開かれました。

講師に招かれたのは、旧建設省(現・国交省)の土木研究所河川研究室勤務だった西田祥文さんと、瑞江地区で長年、区民側から区画整理事業に取り組んでこられた堀達雄さんのお二人。

二人は約60名の参加者を前に「スーパー堤防の必要性の有無」と「区画整理事業の実態」を2時間にわたってレクチャーし、その後、参加者との質疑応答がおこなわれました。

### スーパー堤防問題（西田さん）

高規格堤防とは、現在の堤防の幅（法幅）を10倍広くする堤防のことと説明の上、概念として登場してから20年も経過していない、と指摘。そして江戸川ではスーパー堤防単独事業として取組んだのは一ヶ所だけで、他は何らかの事業と組み合わせられているのが特長で、長さ60kmの江戸川流域にスーパー堤防は計106kmが必要で、計算上は246年を要する事業であると説明しました。

さらに、越水した場合の状況を考慮するならば上流こそ手をつけなければならぬ地域だと、指摘しました。

スーパー堤防は、1ヶ所や2ヶ所では意味がなく、連続して築く必要がある。全国では6河川が指定されているが、それら全てが完成するには1000年も掛かるとの試算もあり、国の公共投資予算が年々削減されている中で、この北小岩地域に1、700億円もの巨費を投じる堤防工事には疑問を感じる、としました。

また西田さんは、江戸川は毎秒7000m<sup>3</sup>の流量に耐えられるが、6万m<sup>3</sup>と7万m<sup>3</sup>の規模で押し寄せる津波には、高さ10mの堤防では耐えられないと指摘。スーパー堤防は200年に一度の洪水を想定しているが、地震と津波は明日起きても不思議ではなく、理にかなった治水が必要になっており、国交省も策を見直さざるを得ない時期にきていると、明言しました。



60人の参加者でいっぱいになった勉強会風景（堀さん⇨右・西田さん⇨左）

### 区画整理事業について（堀さん）

堀さんは15年余、区画整理審議会に携わった経験から、街づくりの手法と区画整理事業について説明しました。

道路や公園を造るには、目的の土地の代価を払う「買収」、土地の権利を入替える「土地の交換分合」、比較的小規模な地域を開発する「地区計画」などがあり、区画整理事業には「換地」「減歩」「精算」がある、と説明。

なぜ、北小岩地域のスーパー堤防工事建設に区画整理方式が採られるかといえば、55haもの広大な土地が必要となる事業では、莫大な買収資金が必要となるため、住民の土地を買う必要のない区画整理方式で減歩（北小岩は15%の土地提供）の区画整理方式で減歩（北小岩は15%の土地提供）や土地の交換分合で建物の移転ができ、工事が可能となる。

平井7丁目でのスーパー堤防工事では0、7ha、73戸で9年を要したが、北小岩地域では55haで1、800棟が対象になり、80倍に近く、何年掛かるか想像もできない。

ただ、江戸川区では昭和44年に3分の2の地域で区画整理をやるようになったが、北小岩は外れていた。都市計画法に従った重要な手続きが抜けているので、今後、届け出ねばならないし、区画整理事業の手続きが必要になる。

手続きが済んでいない現段階では、区は住民の意志を反映させていないと強調しました。